

有効期間満了日 令和8年3月31日まで

熊交規第514号

令和2年8月18日

広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について(通達)

広告物の道路占用の取扱いの内容等及びこれに伴う交通警察の対応については、「広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について」(平成20年4月28日付け熊交規第277号。)により実施してきたところであるが、この度、国土交通省において、広告物の道路占用の取扱いが改正されたことに伴い、別添のとおり「広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について(通達)」(令和2年7月31日付け警察庁丁規発第82号。以下「警察庁通達」という。)が発出された。

今後、同取扱いに関する相談等があった場合には、交通規制課に速報するとともに、警察庁通達に基づいて適切に対応されたい。

※ 警察庁通達「広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。